

新規事業採択時評価結果一覧
(平成30年8月末現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				B/C
		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳				
北上川上流ダム再生事業 東北地方整備局	300	263	【内訳】 被害防止便益:251億円 残存価値:11億円 【主な根拠】 洪水調整に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数:25世帯 年平均浸水軽減面積:1.3ha	211	【内訳】 建設費 210億円 維持管理費 1.3億円	1.2	<ul style="list-style-type: none"> 戦後の主な洪水は、昭和22年9月(カスリーン台風)、昭和23年9月(アイオン台風)、昭和56年8月、平成14年7月、平成19年9月があり、近年では平成25年8月に御所ダムで既往最大流入量を記録、平成25年9月に四十四田ダムで既往最大流入量を記録し、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 河川整備計画の目標規模と同等の洪水が発生した場合、避難行動要支援者数が約8,800人、想定死者数(避難率40%)が約678人、電力の停止による影響人口が約13,100人と想定されるが、事業実施により 避難行動要支援者数が約7,900人、想定死者数(避難率40%)が約675人、電力の停止による影響人口が約13,000人に軽減される。 このため浸水被害の早期解消が必要である。 	水管理・国土保全局 治水課 (課長 井上 智夫)
藤原・奈良保再編ダム再生事業 関東地方整備局	17	232	【内訳】 被害防止便益:231億円 残存価値:0.6億円 【主な根拠】 洪水調整に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数:37世帯 年平均浸水軽減面積:6ha	14	【内訳】 建設費 14億円 維持管理費 0.1億円	16.3	<ul style="list-style-type: none"> 戦後の主な洪水は、昭和22年9月、昭和23年9月、昭和24年8月、昭和33年9月、昭和57年7月、昭和57年9月、平成10年9月があり、近年では平成27年9月洪水により沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 河川整備基本方針の目標規模と同等の洪水が発生した場合、事業実施前後で、想定孤立者数(避難率40%)約3,400人減、電力の停止による影響人口が約5,400人減などと想定している。 このため浸水被害の早期解消が必要である。 	水管理・国土保全局 治水課 (課長 井上 智夫)
岩瀬ダム再生事業 九州地方整備局	500	689	【内訳】 被害防止便益:678億円 残存価値:11億円 【主な根拠】 洪水調整に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数:179世帯 年平均浸水軽減面積:18ha	314	【内訳】 建設費 311億円 維持管理費 3.9億円	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 戦後の主な洪水は、これまで昭和29年9月、昭和57年8月、平成5年8月、平成9年9月があり、近年では平成17年9月の台風14号に伴う洪水により、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 河川整備計画の目標規模と同等の洪水が発生した場合、避難行動要支援者数が約23,000人、想定死者数(避難率40%)が約180人、電力の停止による影響人口が約35,000人と想定されるが、事業実施により解消される。 このため浸水被害の早期解消が必要である。 	水管理・国土保全局 治水課 (課長 井上 智夫)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果 その他	
名瀬第2地方合同庁舎 九州地方整備局	20	8.1	113	100	110 老朽、狭あい、防災機能に係る施設の不備等を解消する必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)
今治港湾合同庁舎 四国地方整備局	12	6.8	109	100	121 老朽、防災機能に係る施設の不備、施設の不備等を解消する必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)
瀬棚海上保安署 北海道開発局	6.1	2.6	119	100	110 老朽、狭あい、防災機能に係る施設の不備等を解消する必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)

※ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
大型巡視船 (PL型) 1 隻建造 海上保安庁	133	59	整備しようとする大型巡視船 (PL型) は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
小型巡視船 (PS型) 1 隻建造 海上保安庁	27	14	整備しようとする小型巡視船 (PS型) は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
小型巡視艇 (CL型) 3 隻建造 海上保安庁	15	7.3	整備しようとする小型巡視艇 (CL型) は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)

・ 供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)
			事業計 画の必 要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果	
函館航空基地の施設 整備（格納庫の整 備） 海上保安庁	14	3.9	110	100	110	増強される航空機の格納庫を整備すること及び老朽化を解消することで、主に日本海沿岸部の海洋監視体制を強化することができる。 海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 谷口 章)
北九州空港内の施設 整備（庁舎及び格納 庫等の整備） 海上保安庁	29	7.3	100	100	110	増強される航空機の運航に携わる職員が執務するために必要な庁舎を整備すること及び増強される航空機の格納庫を整備することで、国民の安全・安心の確保に対応する海上保安体制を強化することができる。 海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 谷口 章)
那覇航空基地の施設 整備（庁舎の整備） 海上保安庁	9.2	2.3	100	100	110	増強される航空機の運航に携わる職員が執務するために必要な庁舎を整備することで、尖閣諸島周辺海域における海上保安体制を強化することができる。 海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 谷口 章)
宮古島海上保安部の 施設整備（宿舍の整 備） 海上保安庁	25	0.8	100	100	133	巡視船乗組員の住居環境を確保するために必要な宿舍を整備することで、尖閣諸島周辺海域における海上保安体制を強化することができる。 海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 谷口 章)

- ・ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・ 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・ 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
 - ※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・ 供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。